

原告団ニュース

第12号 (2026年1月8日発行)

発行：オンライン資格確認義務不存在
確認等請求訴訟原告団事務局

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 3-2-7 KDX 新宿ビル 4F

電話 03(5339)3601

FAX03(5339)3449

オン資訴訟 控訴審第1回口頭弁論

次回 2/25 に結審迎える見込み



記者会見で、控訴審の論点を解説した(11月26日、司法記者クラブ)



記者・原告説明会の模様(11月26日、航空会館)

③オンライン資格確認の導入が医療機関の任意であることを示す2019年の健康保険法

また、11月12日に提出した準備書面では、最高裁判例が委任命令の適法性判断において、法律の文言を重視してきたことを過去の11

資格確認の方法は医師等の資格を要しない、事務的な行為に関する事柄であり、専門性の性質がまったく異なっている。

また、「特定の団体」と位置付けて無視する取り扱いが許されない。

一方、意見に限定されているとされているが、保団連および全国の保険医協会・医会には医師・歯科医師の会員約10万7000人が広く加入しており、「特定の団体」という「特定の団体内の意見」に限られていると

原告側が指摘する義務化に反対する意見について、原判決は、全国保険医団体連合会(保団連)および各都道府県の保険医協会・医会という「特定の団体内の意見」に限られていると

④原判決は、制約される権利の重要性を検討していないが、オンライン資格確認の義務化によって制約される権利は、職業活動の自由にかかわり、国民の生存権にもかかわる憲法上の重要な権利である。

改定時の国会審議録について、原判決は、被保険者等にとって任意であるという意味だとしているが、明確な誤読である。

のとおり。

11月26日、「オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟」控訴審の第一回口頭弁論が東京高裁1001号法廷(三木素子裁判長)で開かれた。弁護団と全国から集まった原告19人が原告席で審理に臨んだ他、傍聴者は80人を超えた。

原告である医師・歯科医師と被告である国側の双方の書面を確認した他、原告側による意見陳述が行われた。控訴人の内、複数人が亡くなっていることから、相続人を通じての訴訟継続に関する意思確認を経て、次回の第二回口頭弁論は2026年2月25日に1001号法廷で開かれることが決まった。

原判決への反論まとめ

却されたが、判決は原告の主張について正面から答え

ることなく、一方的に国側

2024年11月28日の一審判決では原告の請求が棄

の主張を採用したものであ

った。

原告団は2024年12月

12日に東京高裁へ控訴した後、2025年3月31日に控

訴理由書、5月30日に控

訴理由書補充書・専門家の

意見書を提出する等、国や

第一審判決(以下、原判

決)に対して具体的に反論

してきた。主な反論は以下

の最高裁判例を基に指摘した他、資格確認はあくまで被保険者の義務であること、診療報酬請求権の法的性質から指摘している。

オン資格義務化の不合理性

「意見陳述」で訴え

口頭弁論では原告側を代表して、佐藤一樹原告団事務局長（東京保険医協会理事）が意見陳述を行った。

佐藤氏は、原判決が原告の主張に正面から向き合わず、無視していることを批判した。厚労省やNITT（オンライン資格確認システムのネットワーク回線委託されている）による情報漏洩や不適切な情報取得が発生していること、さらに将来標準型電子カルテに

よって患者の医療情報を民間企業に活用させることが計画されていることを挙げ、こうした状況では医師は患者の診療情報を守ることができないと述べた。

また、オンライン資格確認の義務化は、いわゆる「骨太方針2022」によって決定されたもので、医療界のメンバーがひとりもない、経済財政諮問会議の意見を反映した閣議決定によるものであることを指摘した。多くの国民から評価を得られておらず、国会でも意見が割れているオンライン資格確認を、閣議決定で義務化することは民主主義に反すると訴えた。

※陳述意見書の全文は3面に掲載

勝訴に向け思いを新たに

口頭弁論終了後、司法記者クラブで記者会見を開き、記者8人が参加した他、東京高裁近くの航空会館で記者・原告説明会を開催し、記者・原告等67人が参加した。

須田昭夫原告団長（東京保険医協会会長）は、「情報は現代の『石油』だと言われるが、患者の医療情報が利益を生み出す道具にされようとしている。技術には良い面も悪い面もある。個人情報収集・利活用を野放図に進めようとする国の姿勢を正したい」と挨拶した。また竹田智雄保団連会長は、マイナ保険証でのトラブルが現在も多発していることや、個人情報を守れないことを理由に閉院する地元の医療機関が出ていること等を報告し、医療崩壊に繋がる義務化を止めようと訴えた。

は、「法律の省令への委任について、これまで最高裁がどう判断したのかを示してきた。裁判長には最高裁の判断を先取りするよう判決を書いていただけると期待している」と述べた。

全国から集まった原告の中から、黒田康之岩手協会副会長、岡野久千葉協会副会長、宇佐美宏千葉協会副会長、早坂美都東京歯科協会会長、橋本健一東京歯科協会理事、申偉秀東京協会理事、高本英司大阪協会副理事長、島津俊二兵庫協会副議長、杉山正隆福岡歯科協会副会長がフロア発言を行った。

「意見陳述で我々医療者の思いを伝えてくださり、法廷の中で拍手したい気持ちがあった」「コロナ禍での対応に苦慮している医療機関に、オンライン資格確認を強制したことは許されない」「金銭的負担・患者対応、閉会した。



東京歯科協会の早坂美都会長は「脅迫によってオン資格導入を強制することは許されない」と訴えた(11月26日、航空会館)

「意見陳述で我々医療者の思いを伝えてくださり、法廷の中で拍手したい気持ちがあった」「コロナ禍での対応に苦慮している医療機関に、オンライン資格確認を強制したことは許されない」「金銭的負担・患者対応、閉会した。



訴理由(控訴理由、控訴陳述、意見書、控訴状、意見書等)はこちらから→

原告説明会(記者・原告)の様子はこちらから(Youtube)→

原告説明会(記者・原告)の様子はこちらから(Youtube)→

原告説明会(記者・原告)の様子はこちらから(Youtube)→

オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟 控訴審第一回口頭弁論（2025年11月26日）で
佐藤一樹原告団事務局長が行った意見陳述は以下のとおり。

陳述意見書

東京高等裁判所第11民事部1係 御中

2025年11月26日

控訴人 佐藤 一樹

控訴人は、原判決の全てに納得がいかず、不当であると考えております。今回、陳述の機会をたまわりましたので、許された時間の中で、意見を申し述べさせていただきます。

原判決は、原告の主張に正面から向き合っておらず、「何故、原告の主張が認定されないのか」について、ほとんど判示せず、無視することによって「第3 当裁判所の判断」を僅か12頁たらずで終えました。誠に遺憾です。

オンライン資格確認義務化の基本方針は、いわゆる「骨太方針2022」（甲1号証）において決定されました。しかし、国側の主張は、原審で自ら「事務的な行為¹」とする資格確認の義務化を厚生労働大臣の「専門技術的な裁量」に拘り替え、規則の制定を正当化しています。これは誤謬です。

骨太方針2022発表直前の2022年5月25日、厚生労働省社会保障審議会 医療保険部会では、2023年4月からオンライン資格確認システム導入を医療機関に義務付け、将来的に被保険者証の廃止を目指す方針が、突如、提案されました。これに対し、日本医師会松原謙二副会長は「実際使ってみて、皆さんがいい仕組みだねと思えば自動的に増えてきます。これを拙速に机上の空論でこうあるべきというので義務化するの是非常に違和感を覚えます... あまりにも拙速に、義務化という単語が出ますと、信頼関係が壊れたと思われる医療機関もかなりあります... 今こういった義務化については、私は反対であります。」（甲52号証・図1）と発言されました。これこそが日本医師会の本来の意見です。

オンライン資格確認義務化は、厚生労働大臣による「専門技術的な裁量」による決定ではなく、医療界のメンバーがひとりもない経済財政諮問会議を反映した閣議決定によるものです。

古来、法律家と医師はプロフェッションとして、営利ではなく、人の悩みや病という公益に奉仕し、それを天地神明に誓って尽力してきたという共通点があります。また、法律家に守秘義務があるように、医師には、ヒポクラテスの時代から現代まで、職業倫理上も法律上も、患者の個人情報について守秘義務を負っていることは変わりありません。

一方、2005年4月施行の個人情報保護法制定時の衆議院および参議院からの附帯決議は、「医療²等、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野

については、個別法を早急に検討する」ことが記載されましたが、これは、日本医師会が特に要望し、実現したものであります。しかし、これまで個別法は何も検討されていません。

原告が提訴した2022年、厚生労働省は、指定難病患者5,640名分の氏名・生年月日・住所等の個人情報を出させたことを公表し謝罪しました（図2）。また、NTT データ社が、約9万5千人分の患者医療情報を利活用するにあたって事前に本人に通知せずにデータベースに混入したと発表しました（図3）。

今回の厚生労働省令によるオンライン資格確認システムのネットワーク回線は、独占的にNTTに委託しています。その大本の厚生労働省とNTTの医療情報の漏洩や不適切な情報取得が現実^{おおもと}に発生しているのです。骨太方針2022では、オンライン資格確認義務化で開通させたNTT回線を利用して、将来の標準化電子カルテによる患者医療情報を民間企業に利活用させることになっています。これによってさらに大量の漏洩事件が発生すると容易に推定されます。

信頼性、安全性が高いとは言えない、現時点の日本の医療情報セキュリティレベルでは、機微性が高く医師が倫理的にも法律的にも守秘義務を課せられている患者の診療情報を守るはずがありません。

私のクリニックの近傍には、約1,100世帯が入る国家公務員官舎があり、約80人の国家公務員が通院しています。被控訴人の担当官庁である厚生労働省の職員もかなりいますが、マイナ保険証の利用者は、1人です。また、あるデジタル庁の職員は、オンライン資格確認義務化や新規被保険者証発行停止を強行した当時のデジタル庁の河野太郎大臣について「河野さんは、突破力だけで、私達にも何も説明がないので困ります。」とお話されていました。国家公務員であっても、ひとりの患者・ひとりの国民の立場になれば、マイナ保険証のオンライン資格確認は利用したくないと考えている方が大多数であり、統計でも利用率は一般国民と同程度で低いのです（甲22号証・甲23号証・甲24号証の1・甲24号証の2）。

前述の松原副会長がおっしゃるとおり、多くの国民から評価を得られていない段階、しかも、国会でも意見が割れ、厚生労働審議官が「個別の状況を勘案せず」「関係する皆様の理解と協力を得ることは困難」と答弁した（乙15号証）義務化を、閣議決定で決めてしまう国が、民主主義国家といえるのでしょうか。

控訴審裁判所に置かれては、世界に誇りうるような日本の行政法、行政救済法の歴史に残る判決文を書いたただけると信じております。

以上

1 原審被告準備書面（1）43頁「被保険者の受給資格の確認を行う際の方法という事務的な行為」

2 参議院（遺伝子治療等先端医療技術の確立のため国民の協力が不可欠な分野についての研究、開発、利用を含む）

※図1～3、甲号証、乙号証は協会HPの資料編を参照（QRコードを2面に掲載）

控訴審 第2回口頭弁論のご案内

控訴審の第2回口頭弁論は東京高等裁判所 101 号法廷で開かれます。勝訴に向けて裁判所に関心の高さを示すために、多数のご参加をお願いします。口頭弁論終了後には、記者・原告説明会を開催します。ぜひ併せてお越しください。

【日時】 2月25日(水) 11:30～

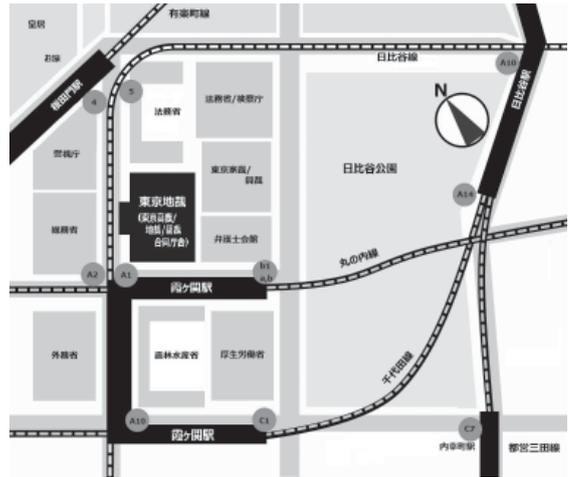
【場所】 東京高等裁判所 101 号法廷
〒100-8933 東京都千代田区霞が関 1-1-4

<最寄駅>

- 東京メトロ丸ノ内線、日比谷線、千代田線「霞ヶ関駅」A1 出口から約 1 分
- 東京メトロ有楽町線「桜田門駅」5 番出口から約 3 分
- 都営地下鉄三田線「内幸町駅」から約 10 分
- 都営地下鉄三田線「日比谷駅」から約 13 分

原告の先生方におかれましては、ぜひ傍聴をお願いいたします。

手荷物検査を受けた後、弁論開始時刻までに 101 号法廷に余裕を持って入室してください。



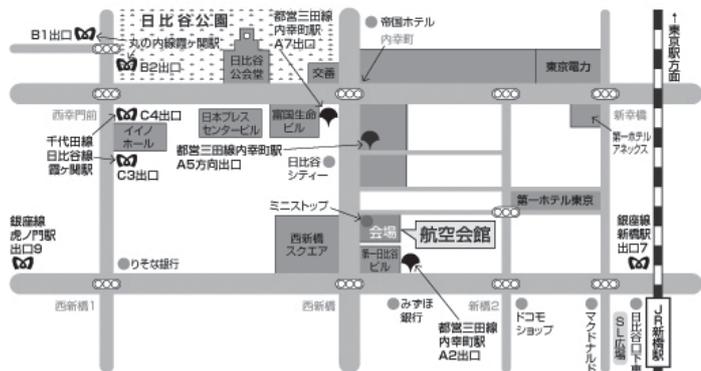
記者・原告説明会のご案内

【日時】 2月25日(水) 12:00～

【場所】 航空会館 701・702 会議室 (〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-1)

<最寄駅>

- 都営地下鉄三田線「内幸町駅」A2 出口から約 1 分
- 東京メトロ銀座線・都営浅草線「新橋駅」出口 7 から約 4 分
- JR「新橋駅」日比谷口から約 5 分
- 東京メトロ千代田線・日比谷線「霞ヶ関駅」C4 出口 から約 8 分
- 東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関駅」B2 出口から約 10 分



【問合せ】 原告団事務局 (東京保険医協会内 訴訟ワーキンググループ担当宛)

☎ 03 (5339) 3601